

別表 1 (第 3 条関係)

認 定 基 準

以下の表の各項目について、①及び②のいずれにも該当する場合、当該項目の認定基準（かごしま「働き方改革」推進企業）を満たす。ただし、実施が義務づけられている取組は①に該当しないものとする。

項目		①	②
ア 社内の意識向上		経営層・従業員一丸となって職場環境を改善するための取組を実施していること	—
イ 長時間労働縮減の促進		長時間労働を縮減するための制度を整備する等取組を実施していること	以下のいずれにも該当すること (ア) 直近の事業年度において、所定外労働時間の月平均が次のいずれかを満たしている 10 時間以下（全従業員平均） 20 時間以下（正社員平均） (イ) 直近の事業年度において、時間外労働時間の月平均が 45 時間以上の従業員がいない
ウ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）		休暇の取得を促進し、休みやすい環境にするための制度を整備する等取組を実施していること	以下の 1 つ以上に該当すること (ア) 直近の事業年度において、年次有給休暇の平均取得率が 50% 以上である (イ) 直近の事業年度において、年次有給休暇の平均取得日数が 8 日以上である
エ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備		柔軟・多様な働き方がしやすいような制度を整備する等取組を実施していること	直近の事業年度において、①の制度の利用等取組の実績があること
オ 非正規雇用社員の処遇改善（※）	A	—	非正規社員を雇用しておらず、今後新たに雇い入れる従業員もすべて正社員の予定であること
	B	非正規社員の処遇を改善するための制度を整備する等取組を実施していること	直近の事業年度において、①の制度の利用等取組の実績があること
カ 業務改善による生産性の向上		業務改善を実施していること	直近の事業年度とその 3 年前の事業年度を比較し、生産性が 6 % 以上伸びていること

キ 女性の活躍推進(※)	A	鹿児島県女性活躍推進宣言企業として登録していること	以下の2つ以上に該当すること (7) 直近の3事業年度において、男性の採用における競争倍率を女性の採用における競争倍率で除した値が0.8以上である (イ) 直近の事業年度において、女性の常用労働者の離職率が18%以下である (ウ) 直近の事業年度において、管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合が14%以上である (エ) 直近の3事業年度において、過去に在籍した女性を正社員として再雇用した実績がある (オ) 直近の3事業年度において、おおむね30歳以上の女性を正社員として採用した実績がある
	B	女性活躍を推進するための制度を整備する等取組を実施していること	
ク 若手社員の活躍推進		若手社員の活躍を推進するための制度を整備する等取組を実施していること	以下のいずれにも該当すること (7) 直近の3事業年度において、正社員として就職した新卒者等の離職率が20%以下である ただし、採用者数が3人または4人の場合は、離職者が1人以下である (イ) 直近の事業年度において、①の制度の利用等取組の実績がある
ケ 治療と仕事の両立支援・健康支援(※)	A	健康経営優良法人の認定を受けていること	—
	B	治療と仕事の両立を支援し、または従業員の健康を支援するための制度を整備する等取組を実施していること	以下のいずれにも該当すること (7) 直近の事業年度において、特定健診の受診率が80%以上である (イ) 直近の事業年度において、①の制度の利用等取組の実績がある
コ 育児と仕事の両立促進		育児と仕事の両立を促進するための制度を整備する等取組を実施していること	以下の2つ以上に該当すること (7) 直近の3事業年度において、女性の育児休業の取得率が90%以上である (イ) 直近の3事業年度において、男性の育児休業の取得率が8%以上である (ウ) 直近の3事業年度において、5日以上の子育て休業を取得した男性が1名以上いる
カ 介護と仕事の両立促進		介護と仕事の両立を促進するための制度を整備する等取組を実施していること	以下のいずれかに該当すること (7) 直近の3事業年度において、介護に従事しながら、介護を理由に退職した社員がいない (イ) 直近の3事業年度において、介護休暇又は介護休業を取得した者が1名以上いる

シ 障害者の活躍推進	障害者の活躍を推進するための制度を整備する等取組を実施していること	以下のいずれにも該当すること (ア) 直近の事業年度において、3年以上継続して就業している障害者が1名以上いる (イ) 直近の事業年度において、①の制度の利用等取組の実績がある
ス 高齢者（65歳以上）の活躍推進	高齢者の活躍を推進するための制度を整備する等取組を実施していること	以下のいずれにも該当すること (ア) 直近の事業年度において、65歳以上の高齢者を1名以上雇用している (イ) 直近の事業年度において、①の制度の利用等取組の実績がある

(※) AまたはBのいずれかに該当する場合、当該項目の認定基準を満たす。

別表 2 (第 3 条関係)

認 定 基 準

以下の表の各項目について、①及び②のいずれにも該当する場合、当該項目の認定基準（「かごしま『働き方改革（プラス共働き・共育て）』推進企業）を満たす。ただし、実施が義務づけられている取組は①に該当しないものとする。

項目	①	②
A 仕事と育児の両立支援	<p>次のいずれかの取組を男女にかかわらず実施することし、直近の事業年度において利用者がいること</p> <p>(7) 育児・介護休業法の規定を上回る取組を実施していること</p> <p>(1) 育児休業・介護休業法の規定以外の独自の取組を実施していること</p>	—
B 男性の育児休業取得促進	<p>男性の育児休業取得促進のための取組を実施していること</p>	<p>次のいずれにも該当すること</p> <p>(7) 直近の事業年度において、男性の育児休業取得率が 50%以上であること</p> <p>(1) 直近の事業年度において、男性の育児休業平均取得日数が 60 日以上であること</p>
C 育児中のキャリア形成	<p>次のいずれかの取組を男女にかかわらず実施することし、直近の事業年度において利用者がいること</p> <p>(7) 育児休業からの復職支援する取組を実施していること</p> <p>(1) 育児中の従業員について、本人が希望する能力向上やキャリア形成を支援する取組を実施していること</p>	—